

長期優良住宅法等改正に伴う認定手続きの合理化、事務手数料の改定、
災害配慮基準の新設等に関するお知らせ

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴い、令和4年2月20日から次のとおり変更されましたので、その概要をお知らせいたします。

① 認定手続きの合理化

登録住宅性能評価機関に対し、住宅性能評価の申請に併せて長期使用構造等の申請が可能になりました。

区への提出書類は、これまでの「適合証」から、「確認書」等に変更になりました。

令和4年2月20日から「適合証」は提出できませんのでご注意ください。

※「確認書」等の発行は、これまでと同様に登録住宅性能評価機関が行います。

② 事務手数料の改定

令和4年2月20日以降の新手数料額の主なものは次のとおりです。

【計画認定申請手数料】

		事前に登録住宅性能評価機関の技術的審査を受け、確認書等が発行されている場合
一戸建ての場合		7,100円
共同住宅等		
一棟の建築物全体の面積	100平方メートル以下	7,100円
	100平方メートルを超え、500平方メートル以下	13,000円
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下	22,000円
	1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以下	32,000円
	2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以下	57,000円
	5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下	94,000円

【計画変更認定手数料】

	事前に登録住宅性能評価機関の技術的審査を受け、確認書等が発行されている場合
一戸建ての場合	7, 100円
共同住宅等	計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じた面積に応じた前掲の【計画認定申請手数料】の表中の額

【譲受人を決定した場合または管理者等が選任された場合における変更認定申請手数料】

一戸当たり 2, 300円

【地位の承継の承認申請手数料】

一戸当たり 2, 300円

③ 災害配慮基準の新設

認定基準に、「自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであること」が追加され、区における災害配慮基準が設けられました。

これにより、区における現在の区域指定状況においては、認定申請対象住宅が次の区域にある場合は、認定を行わないこととなります（ただし、区域の解除が確実に見込まれている場合は除きます）。

☆ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域

④ 共同住宅の住棟認定の導入

共同住宅について、区分所有者がそれぞれ認定を受ける仕組みから管理組合等が一括して認定を受ける仕組みに変更されました。

⑤ 申請様式の変更

令和4年2月20日から申請様式の一部が変更されました。

※「長期優良住宅の認定に係る申請書類等」をご確認ください。